

# 「一般貸切旅客自動車運送事業」法令等試験問題

申請者名（事業者名）\_\_\_\_\_

記入者名（受験者名）\_\_\_\_\_

席 番 号	
-------------	--

## （注意事項）

1. 本問題中「事業者」とあるのは、「一般貸切旅客自動車運送事業者」を指します。
2. 設問の文中には、条文の一部を省略しているものもあります。

I. 次の1. から15. までの文章で、正しいものには ○ 印を、そうでないものには × 印を（ ）内に記入しなさい。

1. 一般貸切旅客自動車運送事業とは、一個の契約により国土交通省令で定める乗車定員以上の自動車を貸し切つて旅客を運送する事業である。（道路運送法第3条）  
( )
2. 旅客自動車運送事業者は、旅客に対する取り扱いその他運輸に関して苦情を申し出た者に対して、遅滞なく、弁明しなければならない。ただし、氏名及び住所を明らかにしない者に対しては、この限りではない。（運輸規則第3条）  
( )
3. 非常口を設けた自動車には、非常口又はその附近に、見やすいように、非常口の位置及びとびらの開放の方法が表示されていなければならない。この場合において、灯火により非常口の位置を表示するときは、その灯光の色は、緑色でなければならない。（道路運送車両の保安基準第26条）  
( )
4. 安全統括管理者は、法令に定める方法で行つた日常点検の結果に基づき、運行の可否を決定しなければならない。（車両法施行規則第32条）  
( )
5. 旅客自動車運送事業者は、試みの使用期間中の者（14日を超えて引き続き使用されるに至つた者を除く）を事業用自動車の運転者として選任してはならない。（運輸規則第36条）  
( )

6. 運転者は、乗務中は運行指示書を携行しなければならない。また、運行指示書は運行の終了の日から三年間保存しなければならない。(運輸規則第28条の2) ( )
7. 旅客自動車運送事業者は、前年四月一日から三月三十一日までの期間に係る事業報告書を毎事業年度の経過後1年以内に提出しなければならない。(旅客自動車運送事業等報告規則第2条) ( )
8. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行を中断したときは、当該自動車に乗車している旅客のために適切な処置をしなければならないが、旅客の運送を継続することは含まれていない。(運輸規則第18条) ( )
9. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の使用の本拠ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。(運輸規則第47条) ( )
10. 事業者は、法令及び告示の規定による運送引受書の写しを当該運送終了の日から一年間保存しなければならない。(運輸規則第7条の2) ( )
11. 事業者は、旅客の運賃及び料金を変更しようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣の認可を受けなければならない。(道路運送法第9条の2) ( )
12. 事業用自動車の乗務員の休憩、仮眠又は睡眠のための施設を変更した場合、遅滞なく、届出しなければならない。(道路運送法施行規則第66条) ( )
13. 一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款を適用する場合において、事業者は、災害その他の事故により乗車券を滅失した場合以外には、乗車券の再発行をしてはならない。  
(標準運送約款第9条) ( )
14. 一般旅客自動車運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。(道路運送法第22条) ( )
15. 事業者は、発地及び着地のいずれかがその営業区域外に存する旅客の運送をしてはならない。  
(道路運送法第20条) ( )

II. 旅客自動車運送事業の運行管理に関する次の文中、( ) 内に入る字句として正しいものを下欄から選び、( ) 内に記号を記入しなさい。

(運輸規則第24条)

旅客自動車運送事業者は、乗務しようとする運転者に対して対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法。）により( ) を行い、次の各事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに( ) の運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならない。

- ・道路運送車両法の規定による( ) 又はその確認
- ・( ) の有無
- ・疾病、疲労、( ) により安全な運転をすることができないおそれの有無

ア. 運行管理者	イ. 運行指示書	ウ. 他社	エ. 交通違反	オ. 栄養不足
カ. 酒気帯び	キ. 安全な運転	ク. 指示	ケ. 教育	コ. 事業用自動車
サ. 自動車の登録	シ. 睡眠不足	ス. 過労	セ. 点呼	ソ. 点検の実施

III. 旅客自動車運送事業の欠格事由に関する次の文中、( ) 内に入る字句として正しいものを下欄から選び、( ) 内に記号を記入しなさい。

(道路運送法第7条)

国土交通大臣は、次に掲げる場合には、一般旅客自動車運送事業の許可をしてはならない。

- ・許可を受けようとする者が一年以上の懲役又は( ) の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から( ) を経過していない者であるとき。
- ・許可を受けようとする者が一般旅客自動車運送事業又は( ) 自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から五年を経過していない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現にその法人の( ) する役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の( ) 又は支配力を有する者を含む。）として在任した者で当該取消しの日から五年を経過していないものを含む。）であるとき。

ア. 代表	イ. 一般貨物	ウ. 職権	エ. 三年	オ. 運行を管理
カ. 業務を執行	キ. 罰金	ク. 知識	ケ. 禁錮	コ. 五年
サ. 六カ月	シ. 特定旅客	ス. 行政処分	セ. 経済力	ソ. 減給処分

IV. 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金の標準適用方法を用いて運賃を計算する場合、正しいものには ○ 印を、そうでないものには × 印を ( ) 内に記入しなさい。

(一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の標準適用方法)

- ① キロ制運賃の走行距離は、出庫から帰庫までの距離をいい、回送距離は含まない。 ( )
- ② 走行距離の端数は、10キロ未満は切り捨てる。 ( )
- ③ ガイド料、有料道路利用料、航送料、駐車料、乗務員宿泊料その他旅客から運賃以外の経費が発生した場合には、その実費を旅客の負担とする。 ( )
- ④ 対外的に示す運賃・料金は、消費税を含まない額を表示する。 ( )
- ⑤ 小型車の区分の基準は、車両の長さ7メートル以下・旅客席数29人以下である。 ( )

V. 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に定める一般乗用旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等に関する次の文中のうち、( ) 内に入る字句として正しいものを下欄から選び、( ) 内に記号を記入しなさい。

(自動車運転者の労働時間等の改善のための基準)

- ・拘束時間は、4週間を平均し1週間当たり ( ) を超えないものとする。ただし、貸切バスを運行する営業所において運転の業務に従事する者等については、労使協定があるときは、52週間のうち16週間までは、4週間を平均し1週間あたり71.5時間まで延長することができる。
- ・一日についての拘束時間は、( ) を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は、( ) とすること。
- ・勤務終了後、継続 ( ) 以上の休息期間を与えること。
- ・連続運転時間は、( ) を超えないものとする。

ア. 24時間	イ. 20時間	ウ. 10時間	エ. 40時間	オ. 30分
カ. 12時間	キ. 55時間	ク. 6時間	ケ. 13時間	コ. 2時間
サ. 4時間	シ. 65時間	ス. 16時間	セ. 144時間	ソ. 8時間

VI. 次の文中の（ ）の部分にあてはまる語句を 答. \_\_\_\_\_ の欄に記入しなさい。

1. 事業者は、旅客自動車運送事業（一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）の輸送の安全に関する業務として、事業用自動車の点検及び整備の管理に関する業務に（ ）以上従事した者を安全統括管理者に選任できる。（運輸規則第47条の5）

答. \_\_\_\_\_

2. 旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車非常信号用具、非常口又は消火器を備えたものであるときは、当該自動車の（ ）に対し、これらの器具の取扱いについて適切な指導をしなければならない。（運輸規則第38条）

答. \_\_\_\_\_

3. 道路運送法における「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、（ ）で、自動車を使用して旅客を運送する事業である。（道路運送法第2条）

答. \_\_\_\_\_

4. 自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を（ ）に適合するように維持しなければならない。（道路運送車両法第47条）

答. \_\_\_\_\_

5. 事業者は、法令の規定による通知に従い、一般貸切旅客自動車運送適正化機関に対し、（ ）を納付する義務を負う。（道路運送法第43条の15）

答. \_\_\_\_\_